

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

山形県新庄市長

作成・最終更新日

令和5年1月31日

担当部署

総合政策課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	番号法第7条、 第23条の4	住民基本台帳事務	既存住民基本台帳 システム 住民基本台帳ネット ワークシステム 中間サーバー・ソフ トウェア コンビニ交付システ ム	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				コンビニ交付シ ステムについて は、R4.11.1より 使用	市民課
2	番号法第9条第 1項、番号法別 表第一第16項、 内閣府・総務省 令第16条	個人住民税関係事務	住民税システム 申告受付支援シス テム 地方税電子申告支 援サービス 課税資料イメージ 管理サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア コンビニ交付システ ム	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				コンビニ交付シ ステムについて は、R4.11.1より 使用	税務課
3	番号法別表第 一 第16項 内閣府・総務省 令第16条	固定資産税関係事 務	固定資産税システ ム 地方税電子申告支 援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					税務課
4	番号法別表第 一 第16項 内閣府・総務省 令第16条	軽自動車税関係事 務	軽自動車税システ ム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					税務課
5	番号法第9条第 1項、番号法別 表第一第 16,30,59,68項 内閣府・総務省 令第16条、第24 条、第46条、第 50条 公的給付の支 給等の迅速か つ確実な実施の ための預貯金 口座の登録等 に関する法律第	地方税及び保険料 の納付管理に関 する事務	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					税務課
6	番号法別表第 一 第16,30,59,68項 内閣府・総務省 令第16条、第24 条、第46条、第 50条	地方税及び保険料 の滞納管理に関 する事務	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					税務課
7	番号法別表第 一 第16,30項 内閣府・総務省 令第16条、第24 条	国民健康保険税の 賦課に関する事務	国民健康保険（賦 課）システム 特別徴収管理シス テム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					税務課
8	番号法別表第 一 第16,30項	国民健康保険税の 滞納対策に関す る事務	国保滞納対策シス テム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外（基礎）					税務課
9	番号法別表第 一 第31項 内閣府・総務省 令第24条の2	国民年金関係事務	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					市民課
10	番号法別表第 一 第16,30項 内閣府・総務省 令第16条、第24 条 国民健康保険 法第113条の3 第1項、第2項	国民健康保険の資 格管理に関する事 務	国民健康保険（資 格）システム 被保険者マスタ作 成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア 国保情報集約シス テム 次期国保総合シス テム 医療保険者等向け 中間サーバー等	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					健康課
11	番号法別表第 一 第30項 内閣府・総務省 令第24条	国民健康保険の保 険給付に関する事 務	被保険者マスタ作 成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア 国保情報集約シス テム 次期国保総合シス テム	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					健康課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
12	番号法別表第一 第59項 内閣府・総務省 令第46条	後期高齢者医療保 険関係事務	後期高齢者医療シ ステム 特別徴収管理シス テム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア 後期高齢者医療広 域連合電算処理シ ステム	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				健康課
13	番号法別表第一 第10項 内閣府・総務省 令第10条	予防接種関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				健康課
14	番号法別表第一 第49項 内閣府・総務省 令第40条	母子保健関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				健康課
15	番号法別表第一 第76項 内閣府・総務省 令第54条	健康増進関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				健康課
16	番号法別表第一 第56項 内閣府・総務省 令第44条 公的給付の支給等 の迅速かつ確実な実施の ための預貯金 口座の登録等 に関する法律第	児童手当の支給に 関する事務	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				子育て推進課
17	番号法別表第一 第8.94項 内閣府・総務省 令第8条、第68 条	子ども子育て支援 関係事務	子ども子育て支援 システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				子育て推進課
18	番号法別表第一 第37項 内閣府・総務省 令第29条	児童扶養手当関係 事務	児童扶養手当シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				子育て推進課
19	番号法別表第一 第19項 内閣府・総務省 令第18条	公営住宅の管理に 関する事務	公営住宅システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				都市整備課
20	番号法別表第一 第68項 内閣府・総務省 令第50条 公的給付の支給等 の迅速かつ確実な実施の ための預貯金 口座の登録等 に関する法律第	介護保険関係事務	介護保険システム 特別徴収管理シス テム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				成人福祉課
21	番号法別表第一 第11項 内閣府・総務省 令第11条	身体障害者手帳に 関する事務	身体障害者福祉シ ステム SWAN(宛名)シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	×	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎				成人福祉課
22	番号法別表第一 第14項 内閣府・総務省 令第14条	精神障害者手帳に 関する事務	精神障害福祉シス テム SWAN(宛名)シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	×	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				成人福祉課
23	番号法別表第一 第84項 内閣府・総務省 令第60条	障害者の補装具支 給に関する事務	補装具管理システ ム SWAN(宛名)シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				成人福祉課
24	番号法別表第一 第84項 内閣府・総務省 令第60条	障害者の日常生活 用具給付に関する 事務	日常生活用具管理 システム SWAN(宛名)シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				成人福祉課
25	番号法別表第一 第47項 内閣府・総務省 令第38条	国手当支給に関す る事務	手当支給システム SWAN(宛名)シス テム 中間サーバー・ソフ トウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)				成人福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
26	番号法別表第一 第41項 内閣府・総務省 令第32条	高齢者の福祉に関する事務	高齢者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					成人福祉課
27	番号法別表第一 第84項 内閣府・総務省 令第60条	自立支援医療関係事務	自立支援医療管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)					成人福祉課
28	番号法別表第一 第8、84項 内閣府・総務省 令第8条、第60条	障害者総合支援関係事務	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)					成人福祉課
29	番号法別表第一 第15項 内閣府・総務省 令第15条	生活保護関係事務	生活保護システム 生活保護版レセプト 管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	対象外(基礎)					成人福祉課
30	番号法第9条、 番号法別表第一 第93の2項 内閣府・総務省 令第67条の2	新型インフルエンザ 等対策特別措置法 による予防接種の 実施に関する事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					健康課
-	番号法第9条第1項、別表第一 の100の項、第73条	低所得の子育て世帯 に対する子育て世帯 生活支援特別給付金 に関する事務	児童手当、税務情報 システム 統合宛名システム 中間サーバー	○								対象人数1,000人未満につき 評価不要	子育て推進課
31	番号法第9条第1項、別表第一 の100項、第73条、公的給付 の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等 に関する法律第10条	令和3年度子育て世帯等 臨時特別支援事業(子育て世帯 への臨時特別給付)に関する事務	児童手当、税務情報 システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					子育て推進課
32	番号法第9条第1項、別表第一 の101の項、第74条、公的給付 の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等 に関する法律第10条	令和3年度住民税非課税世帯等 臨時特別給付金の支給に関する事務	市町村民税情報 ファイル 宛名情報ファイル	○	令和5年1月31日	2024年	下半期	基礎					成人福祉課

(別添1) システム概要図

情報提供ネットワークシステム

インターフェースシステム

凡 例

個人番号を保有するシステム

個人番号を参照するシステム

個人番号にアクセスできないシステム

中間サーバー

住基システム

国民年金システム

証明書コンビニ交付システム

統合宛名システム

軽自動車税システム

住民税システム

収納消込システム

申告受付支援システム

滞納整理システム

固定資産税システム

国民健康保険(資格)システム

地方税電子申告支援サービス

国民健康保険(賦課)システム

被保険者マスタ作成システム

特別徴収管理システム

後期高齢者医療システム

国保情報集約システム

介護保険システム

次期国保総合システム

障害者総合支援システム

児童手当システム

子ども子育て支援システム

健康管理システム

高額療養費管理システム

SWAN(宛名)システム

生活保護システム

身体障害者福祉システム

法人市町村民税システム

精神障害者福祉システム

児童扶養手当システム

補装具管理システム

公営住宅管理システム

日常生活用具管理システム

印鑑システム

手当支給システム

選挙システム

高齢者福祉システム

選挙(期日前投票)システム

特別児童扶養手当システム

戸籍システム

自立支援医療管理システム

医療費助成システム

畜犬管理システム

職員認証基盤システム

保育システム

運用情報システム

知的障害者福祉システム

給与システム

受益者負担金管理システム

かんたん財務書類システム

農業行政システム

起債管理システム

公会計システム

企業会計システム

水道料金システム

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	住基システム、証明書コンビニ交付システム、統合宛名システム、住民税システム、申告受付支援システム、固定資産税システム、地方税電子申告支援サービス、被保険者マスタ作成システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、障害者総合支援システム、SWAN(宛名)システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	国民年金システム、軽自動車税システム、収納消込システム、滞納整理システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(賦課)システム、特別徴収管理システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、児童手当システム、子ども子育て支援システム、健康管理システム、身体障害者福祉システム、精神障害者福祉システム、補装具管理システム、日常生活用具管理システム、手当支給システム、高齢者福祉システム、特別児童扶養手当システム、自立支援医療管理システム、高額療養費管理システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	次のシステムは、全てアプリケーション側で個人番号にアクセスしないよう制御している。 印鑑システム、選挙システム、選挙(期日前投票)システム、戸籍システム、医療費助成システム、畜犬管理システム、保育システム、知的障害者福祉システム、受益者負担金管理システム、農業行政システム、水道料金システム、企業会計システム、公会計システム、起債管理システム、かんたん財務書類システム、給与システム、運用情報システム、職員認証基盤システム